

福島県入札制度等監視委員会への意見

令和3年12月2日

一般社団法人 福島県建設業協会

目 次

はじめに

1. 福島県入札制度等監視委員会運営上の問題について

(1)委員会の役割について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1

(2)委員会の調査審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2

2. 地域の守り手育成型方式について

(1)地域の守り手育成型の育成の目的とその対象企業について・・・・・・・・ p.3

(2)地域貢献（災害応援協定締結、災害活動、除雪・維持補修業務）の評価対象
に新たに国及び市町村の実績を加えたことについて・・・・・・・・ p.6

(3)競争性の確保と指名候補者数（一律に概ね12者以上、選考候補9者以上）
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.8

(4)指名基準の「地域性」の考え方について・・・・・・・・ p.10

(5)指名基準の「技術的適正」の評価の考え方について・・・・・・・・ p.11

3. 総合評価について

（土木工事、舗装工事について）

(1)災害時の出勤実績又は災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の
実績の評価について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.12

(2)過去5年以内の工事成績の評価について・・・・・・・・ p.12

(3)若手・女性技術者を配置予定技術者とする評価について・・・・・・・・ p.13

(4)BCP（事業継続計画）策定企業の加点評価について・・・・・・・・ p.13

(5)企業の技術力評価のふくしまME資格保有の加点評価について・・・・・・・・ p.13

(6)入札参加者の所在地における本店、準本店、支店、営業所の評価について・・ p.13

(7)県民を守る企業のさらなる評価について・・・・・・・・ p.14

(建築工事について)

- (1) 企業技術力の評価について p.14
- (2) 配置予定技術者の技術力について p.14
- (3) 地域貢献度について p.14

4. その他の意見

- (1) 特定関係がある者同士の同一工事での指名について p.15
- (2) 地域の守り手育成型と総合評価における入札参加格付等級の矛盾について . . . p.17
- (3) 調査審議されなかった抽出案件の問題点 p.19
- (4) 有資格者業者名簿の格付等級の線引き (ランク) について p.20
- (5) 辞退者が多いことについての建設業協会の認識について p.21
- (6) 落札率について p.25

はじめに

毎年、着実に入札制度の改善策が講じられていることに感謝申し上げます。

当協会は会員企業が国、県、市町村等の公共工事を受注する中で、県の入札制度は県が発注する工事に適した企業を選定するための制度であると認識しており、特に指名競争入札については品質確保の観点から指名の最大のメリットである「実績と信用」を前提として、県の施工実績がない者へのチャレンジ化工事であってはならないと考えている。

一方、公共調達のための入札制度は、これまでほとんどが発注者のみの視点で制定、運用されてきたが、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を明確にした品確法の改正を背景として、技術力を必要とする工事や修繕工事等について施工者のノウハウを活用した入札方式が採用されるなど、受注者の視点を取り入れる重要性が高まっている。

こうした中で、当協会は今回このような意見交換という形で委員会が開催されることを歓迎しており、この機会にこれまでの意見聴取会や議事録、委員会の傍聴などを踏まえ、入札制度や委員会運営等に関する問題について率直に意見を述べたい。

1. 福島県入札制度等監視委員会運営上の問題について

(1)委員会の役割について

○委員長発言（令和3年7月13日第81回委員会議事録）

- ・委員会が団体の方にお話を聞いて質問する。ですから委員会として質問する、お答えする。

こういうことなのですから、実は要望内容等々についてかなり具体的、あるいは技術的なものについては我々がお答えする立場になくて、もう少し大きな方向性や考え方については委員会としてこういうようなことを議論していますよということが言えるのですけれども、技術的なことについては我々が答えるべきではないことが多いですね。事務局は事務局ですから団体と委員会との関係で質問したり答えたりするのが基本的な内容だと思います。（以下、省略）

- ・毎年同じようなやり取りをしているわけですね。建設業協会はいってみれば大元の団体ですよ。彼らが業界全体の現状であるとか問題点等を我々に説明していただいた上でというようなことをとりあえず一回やってみたいなと。(中略) 意見交換はこうしなければならないという決まりがあるわけではないので、我々としては業界の現状と課題等を知るいい機会ですし、彼らの入札制度等に対する要望を生で聞きたいいい機会ですので、非常にいいことだと思います。私が期待しているのは、建設業協会に15分~20分程度プレゼンしてもらおうということに、どんなレベルのどんなことを彼らが言うのかなということにすごく興味があります。

○建設業協会意見

- ・入札監視委員会（以下、委員会という）は福島県入札制度等監視委員会規則第7条、並びに福島県入札制度等監視委員会運営規程第4条、及び第5条に基づき調査審議するとなっている。
- ・委員会の役割は、制度をつくり管理する立場である県当局とその制度に基づき対応する立場である受注者とは別の中立的な立場で、会計法だけでなく入契法、建設業法、品確法等の主旨を踏まえ、危機管理産業としての地域建設業の社会的役割など様々な観点から、入札制度とその運用等について掘り下げて調査審議するものと当協会は認識している。
- ・入札制度等監視という委員会の名称のとおり、委員会は入札制度に関わる問題について受注者だけでなく発注者も対象として調査審議するものと認識しており、日々受注競争に晒されている業界としては委員会には現行制度が正しいとの前提に立たずに、現行制度とその運用上の問題について受・発注者双方の視点から十分な調査審議を尽くしていただきたい。
- ・そのため、品確法や公共調達等に関する専門的知識を有し中立的な立場で意見を述べられる者を委員に加えていただきたい。

(2)委員会の調査審議状況について

- ・これまでの議事録を確認したところ、委員会の調査審議は当協会の意見に対して本質的な部分

に踏み込んでおらず、多くの部分で事務局の答弁に異を唱えることも見受けられない。抽出案件の調査審議についても形式的、表面的な質疑に終始しており、入札制度と運用上の問題点の指摘や改善につながるような十分な調査審議が行われているとは感じられない。

- ・令和 2 年 12 月 1 日第 78 回委員会で当協会が述べた地域の担い手育成型に関する次の①～⑤の意見は、当協会にとって受注環境に関わる入札制度の根幹に関わる事項であるが、議事録では①と②の調査審議についてほとんど確認できない。また③、④、⑤についての質疑は一部確認できたが、十分に調査審議が尽くされているとは言えない。

①地域の守り手育成型の育成の目的とその対象企業について

②地域貢献（災害応援協定締結、災害活動、除雪・維持補修業務）の評価対象に新たに国及び市町村の実績を加えたことについて

③競争性の確保と指名候補者数（一律に概ね 1 2 者以上、選考候補 9 者以上）について

④指名基準の「地域性」の考え方について

⑤指名基準の「技術的適正」の評価の考え方について

2. 地域の守り手育成型方式について

平成 19 年度以前の県の指名競争入札制度は、建設業を取り巻く社会状況を反映しながら長年にわたって改善を重ね運用されてきたので、地域の守り手育成型についても良い部分を取り入れ、建設業の実情に沿ったより良い制度としていただきたい。

(1)地域の守り手育成型の育成の目的とその対象企業について

○委員長発言（令和 2 年 3 月 5 日第 76 回委員会議事録）

- ・意図はネーミングにもありますように、台風であるとか大雪だとかいろいろ災害が多い時に大きな強い業者だけが残っている状態だと災害の対応ができないだろうということで、地域の担い手、地域を守る建設業を育てていかなければいけないという目的がある訳です。（評価

対象主体については不明)

○総務部政策監発言（令和2年3月5日第76回委員会議事録）

- ・地域の守り手ということで、地元だから指名するというのではなくて、除雪と維持管理業務とかあるいは災害対応、そういったところを重点において指名していくという考え方が基本であります。（評価対象主体については不明）

○入札監理課長発言（令和2年12月1日第78回委員会議事録）

- ・（評価対象は県の実績に限定すべきとの当協会の意見に対して）国、市町村でありましても、維持管理、若しくは台風等の際の災害対応を行っており、それは県民の安全安心を担うものであるということから、国・県・市町村の実績のある企業につきましても対象としているところではあります。

○建設業協会意見

- ・業界が求めた指名競争入札は、県の要請に基づく災害時出動や災害対応、県の除雪や県管理施設の維持補修業務を担いながら地域を守っている企業に焦点をあて、現行の地域密着型方式では持ち点の固定化によって県発注工事を受注できない状況を改善することである。
- ・地域の守り手企業には、県だけでなく市町村の除雪、災害対応、維持補修業務の全てを担っている企業もあれば、市町村の一部の維持補修業務しか担っていない企業など業務量は様々で、地域貢献度は大きく異なっている。
- ・現行制度は地域の守り手の確保と育成を同一視していることに加え、県発注工事や県管理施設の地域貢献の実績がない企業へのチャレンジ工事化している面が見受けられる。
- ・地域の守り手企業が地域を守り続けていく上で、守り手企業はそれぞれの地域で技術者と技能者を確保・育成することが必要不可欠であり、そのためには業務が困難な割には利益率が少ない除雪や維持補修業務だけでなく地域密着型工事などの通常工事を一定量受注し、安定経営ができる仕組みが必要である。

- ・将来にわたって除雪作業、災害対応、維持補修業務の守り手を確保するという目的に全く異論はないが、地域の守り手の捉え方が当協会の考えと異なっている。当協会が考える地域の守り手は県管理施設を守っている企業であって、これらの企業が今後も存続できるようにするための制度として捉えており、新たな担い手企業を育成することではない。
- ・これまでの県の入札制度の考え方に基づけば、当然、指名の対象は県の地域貢献の実績がある企業と理解するが、委員長と総務部政策監の発言ではその主体（国、県、市町村）が明確ではなく、試行で国、県、市町村いずれかの実績のある企業にまで対象が拡大した。
- ・県の入札制度である以上、これまでと同様に県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務を担っている企業に限定していただきたい。
- ・指名競争入札方式の名称は昨年も提唱したように「地域の守り手育成型」ではなく「地域貢献度評価型」の方が実態を反映していると考える。
- ・県から要請を受ける地域の守り手企業は、市町村からの要請も受けている企業が多く、平時のみならず突発的な事故、頻発する自然災害発生時の初期対応、除雪作業など県の要請に即応できる一定の技術力、機動力、機材力、業務体制等が求められるとともに、災害時には同時期に複数の現場での緊急対応が要求される。
- ・今後人口減少によって業界全体で担い手の確保がますます厳しくなる中で、県の除雪、県管理施設の災害対応や維持管理業務を担っている企業が今後もしっかりと地域を守っていくことができるように育成するという主旨ならば理解できるが、実際の指名を見ると災害時に県のインフラを優先的に守っているとは言えない企業が入っている事例が数多く散見され、市町村の実績しかない企業が県の要請にまで迅速に対応できるのかは疑問である。
- ・今のままの制度であれば、平成 19 年度の入札制度改革直後のように、地域によっては県の除雪は受けられないという企業や、現在県の除雪、災害対応、維持管理業務を担っている企業の弱体化を招く恐れさえ危惧している。したがって、この点については机上論ではなく今

般の建設業を取り巻く状況を十分把握して調査審議していただきたい。

- ・市町村と県では管理する対象施設の範囲も対応レベルも大きく異なっており、市町村の実績しかない企業を地域の担い手育成型によって新たに県の除雪作業、県管理施設の災害対応や維持管理業務なども担える企業として育成していくことを想定しているのか、またそれが現実的に可能だと考えているのか、事務局に伺いたい。
- ・参考までに、令和2年度地域の守り手育成型入札での実績で県の実績がない企業の受注実績は、当協会の調べでは発注件数 185 件のうち 26 件（約 14%）、契約金額約 29 億円のうち約 4 億 6 百万円（約 14%）、19 社で、Bランク、Cランク、Dランクの企業も含まれているが、事務局はこれらの企業にどのようなことを期待しているのか伺いたい。
- ・自然災害が頻発する状況で、地域の守り手がいなくなるとは取り返しのつかないことになってしまうため、今後の地域の実情を見据えた制度設計が必要である。

(2)県の入札制度において、新たに国及び市町村の災害時の出動実績又は災害応援協定締結、並びに除雪、維持管理業務の実績を評価対象に加えたことについて

○入札監理課長発言（令和2年12月1日第78回委員会議事録）

- ・（評価対象は県の実績に限定すべきとの当協会の意見に対して）国、市町村でありましても、維持管理、若しくは台風等の際の災害対応を行っており、それは県民の安全安心を担うものであるということから、国・県・市町村の実績のある企業につきましても対象としているところです。

○建設業協会意見

- ・地域の担い手育成型は地域密着型の一部として試行導入されたが、その目的、認定企業の資格要件、試行要領は当協会が求めたものと基本的な部分で考え方が異なっている。
- ・新たに国と市町村の実績を加えた理由として、事務局は守る対象が「県民だから」と説明しているが、県の立場だから県民なのであって、そもそも県民一人ひとりには国、県、市町村の

同じ住民で区別すべきではない。

- ・ 入札制度において企業を評価する場合、評価の対象はサービスを受ける側の人（ユーザー）ではなく、サービスを提供する側の企業の実績（地域貢献）でなければならぬと考える。
- ・ 事務局の説明で、仮に県を国に言い換えれば、国民の安全安心を担うものであるから県と市町村の実績も評価対象にしたと言うのと同じであり説得力がない。
- ・ 評価すべき地域貢献は県の入札制度であるからこれまでと同じく県の要請に基づく災害時出動や災害対応、県の除雪、県管理施設の維持管理業務の実績がある企業に限定すべきである。
- ・ 福島県工事等請負有資格者名簿の主観点の評価項目に、「県が発注した過去 2 年間の除雪と維持委託業務（災害対応に限る）の契約実績」とあるように、県の実績に限定すべきである。
- ・ 県民の安全安心は国、県、市町村の各管理者がそれぞれ役割分担しながら担っている訳で、国も市町村も県の除雪や県管理施設の維持管理業務がなければ住民の安全安心は守れないにもかかわらず、国も市町村も県の実績を評価対象としていない。したがって、県だけが「県民を守るから」として新たに国と市町村の実績を加えたとの理由は筋違いである。
- ・ 現行の入札制度で地域密着型が 3 千万円未満の工事であれば、市町村の施工実績しかない企業も含めてどの企業にも平等に入札参加の門戸が開かれているので、指名競争については県の地域貢献の実績のみに限定して運用していただきたい。
- ・ 第 76 回委員会（令和 2 年 3 月 5 日）議事録に入札監理課長発言として「南会津のように企業が少ない所ですが、今回の対象の発注工事の種別の中でも電気設備や断冷房設備はなかなか業者数が確保できないケースもあると思います。あるいは、県と協定を結んでいる企業は少ないかもしれませんが市町村や国と結んでいる可能性もあるので、もしかすると 12 者程度集まるかもしれません。仮に集まらなければ元々のベースの地域密着型で行うというスタンスでございます。」とあるように、今回新たに国と市町村の地域貢献の実績を評価対象に加えたことは、少しでも多く指名者数を確保し、より競争性を高めることが目的であることは

明らかであり、企業の実績評価と競争性の確保を混同している。

- ・参考までに、市町村の災害時出勤実績には個人の住宅の土のう設置など、入札制度で評価する地域貢献には馴染まない公共施設以外の業務が含まれており、これを県の実績と同等に評価することは公正性を欠き適切でない。
- ・国と市町村の実績を評価対象としたことについて、議事録で審議経過が確認できないため委員会の意見を伺いたい。
- ・山形県は令和2年度から国、市町村の実績を評価対象から除外し、県の実績のみに変更した。

(3)競争性の確保と地域の守り手育成型方式の指名候補者数及びその選定について

○委員長発言（令和2年3月5日第76回委員会議事録）

- ・指名する場合に発注者の恣意性が働くのではないかとか、不正や談合が起こる可能性が高いのではないかとか。辞退者がどの程度でてくるかということも競争性に関わってくることで、例えば9者選んでも8者や7者辞退したら実質2者とか3者とかいうことでやらなければならなくなります。

○新城委員発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・例えば、会津若松市が7者だったので、その地域を広げて17者になった。相馬市も1者だったので南相馬市まで地域を広げたという御説明だったのですが、工事の大小や難しさということも当然あると思いますが、もっと人口の少ない、会社の少ない所で道路工事、橋の工事をする場合に、地域をどんどん広げていくのか、それともこのくらいでどこかに工事をさせたいという観点も出てくるのか、地域の守り手育成型を考えると、どのように考えたらいいのかという疑問が湧いてくるのですが、いかがでしょうか。

○入札監理課長発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・問題となってくるのが競争性という部分で、何者が妥当なのか、少なければ少ないほど業者にとってはいいのかと思いますが、やはり皆様の税金を使って、できるだけ安く、そして良

るので、地域を広げず限定的に捉えて工種や登録企業数など地域の实情に応じて、県内一律
の12者以上にこだわることなく柔軟に選定しても競争性は十分に確保できるものと考える
が、委員会と事務局の考えを伺いたい。

(4)指名基準の地域性の考え方について

○高畠委員発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・委員長と入札監理課長がおっしゃるとおり競争性は非常に大事だと思います。この地域で少ないと広げるだけ広げて、今度はその地域の守り手になった時に仕事では遠くから来るかもしれないかもしれませんが、そこで何かがあった時に駆け付けてくれるのか。だから数を増やしていくとジレンマになっていくのですが、(中略) 地域の守り手という部分に余り縛られなくともその
会社さんの地域での実績の評価も非常にウエイトが高いものだと思うので、一概にただ遠く
に広げていくと主題になっている地域の守り手と今度は合わなくなってくるかなという心配
があります。

○委員長発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・おっしゃるとおりです。広げれば広げるだけそもそもの意図が薄らいでいくということになりかねない。結局バランスの問題で、競争性をいかに担保するかということと、指名競争入
札で地域の守り手をいかに育成していくかということはトレードオフの部分がある。どの辺
のところまで折り合いをつけてやればいいのかということで、もう少し期間を見て検証してい
かないと適切なバランスが見つけにくいのかなという印象を持っております。

○建設業協会意見

- ・地域の守り手育成型は地域の守り手企業が受注する工事であると限定的に捉えれば、エリア
を拡大して指名者数を必要以上に多くするよりも、工事個所により近い企業群で実績と信用
がある企業を対象として選定するのが实情に合っており、当面は地域密着型との併用によっ
て地域を広げず限定的に捉えることが必要である。

- ・ 試行要領で管内を基本としているためか遠距離にある者まで選考して 12 者以上の数を確保している事例が多く散見されるが、自然災害が頻発すれば一番先に現場に駆け付けるのは現場近くの企業であるのに、なぜ必要以上に多く選定しているのか疑問である。
- ・ 災害活動や除雪作業、維持補修業務の実績と地域性を考慮すれば、土木事務所管内を優先し
工事規模や難易度等で必要に応じて管内に広げるのが実情に合っていると考えられる。

(5)指名基準の技術的適正の評価の考え方について

- ・ 令和 2 年 3 月 5 日第 76 回委員会での小堀委員の「この名簿（県の有資格者名簿）に入っている段階で、技術力は担保できているということでしょうか」との質問に対して、入札監理課長の「点数が低い業者でもこの工事を十分に行えるというお墨付きがあって名簿に載っている」という発言は誤解を招き、この考え方を前提とした制度設計に問題がある。
- ・ 有資格者名簿は入札に参加するために必要な企業の申請に基づく登録者名簿であり、施工能力までを保証するものではないため、総合点のみで技術的適正を判断することはできない。
- ・ 例えば今回、建築工事の地域の担い手育成型企業として、経営審査で技術者ゼロの企業が認定、登録されている事例があるが、申請者が登録者名簿に載っているからといってそのまま認定しているのは事前に技術的適正を評価しているとは言えない。
- ・ 技術的適正は品質確保の観点から、格付等級、完工高、元受比率、工事の内容、規模、難易度、受注実態、技術者、施工管理、工程管理、品質管理、安全管理、書類作成、地元調整、地域貢献等から総合的に判断すべきである。
- ・ 候補者の選定は設計金額と格付等級を基に厳格に判断しなければならないが、実際の運用を見ると試行要領に基づく指名候補者数を確保することを優先するあまり格付等級を無視し、完工高、元受比率、技術者数、受注量の偏りなどを考慮していない運用が多く散見される。
- ・ 指名だからこそ品質確保のため実績と信用に基づいて格付等級を厳格に遵守すべきところを
「設計金額に関係なくすべての格付等級を対象とすることができる」とした指名基準（資格

要件) によって、総合評価の考え方と矛盾が生じている。

- ・参考までに、当該技術者ゼロの企業は平成 31・32 年度有資格業者名簿では完工高がわずか 1,758 千円、官公受注完工高 0 円の C ランクであるが、地域の担い手育成型で指名されたことで予定価格 6,182 千円の建築工事を 6,160 千円で受注している。なお、当該企業は令和 3・4 年度有資格者名簿では完工高 72,328 千円、B ランクにアップしている。この状況はこれまでの制度では考えられないが、この状況を可能とした地域の守り手育成型の制度とこの事例について、委員会と事務局の認識を伺いたい。

3. 総合評価について

(一般土木工事、舗装工事について：(1)～(7)全て、建築工事について：(2)(3)(4)(6)(7))

(1)災害時の出勤実績又は災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価について

①地域の守り手育成型の試行導入に合わせて、総合評価方式についても新たに国と市町村の実績を評価対象に加えたことは令和元年度までの考え方と整合性がないため、2②で述べたとおり、県の実績のみに限定していただきたい。

②災害時の出勤実績又は災害応援協定締結と除雪、維持補修業務の実績評価は、新卒・離職者の雇用実績及び雇用の維持・確保を含めた 4 項目から 2 項目を選択することになっているが、それぞれ目的が全く異なっている項目であり、特に災害時の出勤実績又は災害応援協定締結と除雪、維持補修業務は、頻発する自然災害や豪雪への対応で 24 時間体制が必要となる激務であるため、企業の実績を適正に評価するためにもそれぞれ個別の評価対象としていただきたい。

(2)過去 5 年以内の工事成績の評価について

①80 点以上の区分について、85 点以上は優良工事表彰の対象となるが優良工事表彰は各部門 1 件であるため、受賞できなかった 85 点以上の工事は 85 点未満の工事と同じ評価となる。

したがって、より高い品質確保と技術力にインセンティブを付与する目的から、80 点以上 85 点未満の区分と 85 点以上の区分に分けていただきたい。

(3)若手・女性技術者を配置予定技術者とする評価について

- ①当協会は男女を区別することなく若年入職者の促進に取り組んでおり、各社においても男女を問わず募集しているが、建設業に入職する女性技術者が圧倒的に少ない状況において採用実績は企業の規模や地域性によって大きな差があるため、公平性の観点から評価対象とするのは適当でないため、女性技術者については除外していただきたい。

(4)BCP（事業継続計画）策定企業の加点評価について

- ①事務局の回答で「福島県においてはBCPを審査、認定する制度がないためBCP策定企業の評価はできない」としているが、県との災害応援協定や防疫協定などに基づいて活動する企業は日頃からBCPに基づき常に対応ができるように備えており、この取組は県民の安全安心の確保に直結するもので評価に値すると考えており、その制度を設けて評価できるようにしていただきたい。

(5)企業の技術力評価のふくしまME資格保有の加点評価について

- ①品質確保の観点から、特別簡易型と地域密着型にも適用していただきたい。
②ME資格技術者を配置技術者としたした場合についても加点対象としていただきたい。

(6)入札参加者の所在地における本店、準本店、支店、営業所の評価について

- ①準本店の評価について、準本店は全て本店と同等の評価となっているが、入札参加者の所在地の評価において、本店と準本店で配点に差を付けていただきたい。
②支店、営業所の評価について、委任の有無によって配点に差を付けていただきたい。ただし、企業合併等によって同じ建設事務所管内に本店と支店あるいは営業所がある場合は除く。
③支店、営業所の代表者と専任技術者が常勤であることについて、現場レベルで実態を十分確認し、建設業法許可に違反が認められた場合は厳正に対応していただきたい。

(7)県民を守る企業のさらなる評価について

- ①「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」の締結とそれを実施した企業についても「災害時出勤実績又は災害応援協定締結」と同様に加点対象としていただきたい。
- ②加点は、選択項目ではなくそれぞれ個別で評価していただきたい。

(建築工事について)

(1)企業技術力の評価について

- ①施工能力について標準型、簡易型で過去10年以内の場合のみ加点となっているが、受注機会の僅少さを補完するため過去10年から15年以内での評価にしていただきたい。
- ②工事成績について過去5年以内となっているが、受注機会の僅少さを補完するため過去10年以内での評価にしていただきたい。
- ③優良工事について過去10年以内となっているが、受賞企業が少なく企業の実績が失われてしまうため、過去15年以内での評価にしていただきたい。

(2)配置予定技術者の技術力について

- ①標準型、簡易型で過去10年以内の場合のみ加点となっているが、受注機会の僅少さを補完するため過去10年から15年以内で加点評価していただきたい。
- ②工事成績について過去5年以内となっているが、受注機会の僅少さを補完するため過去10年以内で加点評価していただきたい。

(3)地域貢献度について

- ①同一市町村実績について標準型、簡易型で2.5点と他工事实績と同一加点であるが、建築工事と他工事では工種が全く異なるため、建築工事2.5点、その他1.0点で加点評価していただきたい。
- ②同一市町村実績について特別簡易型で1.0点と他工事实績と同一加点であるが、建築工事と他工事では工種が全く異なるため、建築工事1.5点、その他0.5点で加点評価してい

ただきたい。

4. その他の意見

(1)特定関係がある者同士の同一工事での指名について

○発注者（入札執行者）の発言（令和3年7月13日第81回委員会）

- ・（委員の質問「資本関係や人的関係がある業者はないということで良かったでしょうか」の質問に対して資本関係については確認しておりませんが、親戚関係にあるとは聞いております。
資本関係等の兄弟会社等といった確認はできておりませんので、問題ないという判断で指名しております。

○入札監理課長発言（令和3年7月13日第81回委員会）

- ・福島県においては関係する会社において排除するという規定は持っておりません。よって、明らかに例えばこれは親と子の関係ですよという場合、今回指名競争入札で2段階方式ということで選定しておりますので、まず、発注者側で明らかな場合は排除するという方法もありますし、2つ目の地方審査委員会で除外するケースはあってよろしいかと思いますが、基本的には本県の場合は除外はしていないということです。（中略）会社との関連付けを資本や人、血縁関係で審査するということは実際のところ現状の中では実務的に困難なところがございまして、他県では一部行っているところもございまして、行っていないところもかなりあると聞いていますし、本県でも行っていないというのが実情でございまして。

○委員長発言（令和3年7月13日第81回委員会）

- ・指名競争なので12者選んだ中に親戚関係とか資本関係とかがあると、いってみれば談合の可能性もあるし、それだけでなく実質同じ企業グループと考えれば競争性が阻害されるという危険性もある。ということで、そのような規定があったのでしょうか。（中略）上場企業ならともかく、零細企業においてそういう関係を事前に発注者が調べてということは、地元密着

の部分もあるので、一定にできる部分はあっても完全に排除しなさいということをする^{と発注者がかなり大変だなという思いはあることはありますね。その辺も含めて過去に指名競争をやっていた時に、そういった関係のある会社についてどのように扱っていたのかということ}を調べていただいて、もしやっていたとすれば今回復活したときにそれを引き継ぐか引き継がないかということ^{を改めて議論すべきかな、という整理でよろしいでしょうか。}

○建設業協会意見

- ・平成 19 年度以前の県の入札制度では特定関係にある者同士の同一工事での指名は公正な入札執行の観点から制限され運用されてきたと認識している。また、国土交通省は入札公告の中で、「入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと」と競争参加資格を明確に示している。
- ・発注者の「資本関係については確認しておりませんが、親戚関係にあるとは聞いております。資本関係等の兄弟会社等といった確認はできておりませんので、問題ないという判断で指名しております。」との発言は、明らかに人的関係がある者同士であるにも関わらず特定関係の意味を正しく理解していない対応である。
- ・平成 19 年度の入札制度改革以降、県が特定関係にある者を排除しないとした理由と特定関係にある者を排除していない都道府県を教えてください。
- ・令和 2 年 9 月 8 日第 77 回委員会の抽出案件で、特定関係の疑いがある者同士の同一工事での指名が見受けられたため、その時点で当協会は発注者に対して同一工事で人的関係がある会社が指名されている点を指摘しているにもかかわらず、令和 3 年 7 月 13 日第 81 回委員会の抽出案件で、再度特定関係の疑いがある者同士の同一工事での指名が見受けられた。
- ・これは入札監理課長の「2段階方式ということで選定しておりますので、まず、発注者側で明らかかな場合は排除するという方法もありますし、2つ目の地方審査委員会で除外するケースはあってよろしいかと思えます」との発言が機能していないことを示している。

- ・当該案件は予定価格が 10,828 千円の一般土木工事であり、A, B, C, D ランクを含めた 15 者を指名し 7 者が辞退、落札候補者の第 1 位 (D ランク) と第 2 位 (A ランク) の会社はそれぞれの役員が実の親と子と兄弟で登記されている人的関係にある会社である。
- ・第 1 位の D ランクの会社が 10,758 千円で契約したが、当該案件を仮に地域密着型で入札に付せば格付等級で入札に参加できない。この会社は県の地域貢献の実績がない完工高が 24,120 千円の企業であったが、令和 2 年度にこの他にも地域の担い手育成型での受注実績が複数あったことによって、令和 3~4 年度の有資格者名簿では B ランク、完工高 53,563 千円にランクアップしている。
- ・発注者の委員会での発言は、事実確認を行っておらず正確性と厳格性が求められる一連の入札手続きにおいて不適切な対応である。しかも人的関係がある会社を含めて 12 者を超える 15 者を選定している。この点について委員会では全く審議されていない。
- ・全ての企業がこれまで長年、厳しい受注競争の中で実績と信用を重ねながらランクアップに努めているにも関わらず、試行とは言え、このような結果を生じさせた地域の担い手育成型の制度、運用は問題であると考えている。
- ・同管内には特定関係にある企業がこの他にも 1 件存在するが、この企業は同一工事で同時に指名されていない。発注者がこの企業を特定関係がある企業と判断したかはわからない。
- ・議事録によれば、入札監理課長も委員長も特定関係の確認に困難な面があるとの認識のようであるが、地域の守り手育成型企業の各管内での認定登録者数からすれば、予め地域の担い手企業に認定する段階で資本関係及び人的関係がある会社かどうかの報告を求めるなり、疑いのある企業を登記簿で確認するなり容易にできることである。
- ・特定関係がある者同士の同一工事での指名の取り扱いについて、委員会と事務局の意見を伺いたい。

(2)地域の守り手育成型と総合評価における入札参加格付等級の矛盾について

○入札監理課主幹発言（令和3年7月13日第81回委員会）

- ・「格付等級の話でございます。総合評価方式につきましては、例えば一般土木工事の1千万円未満の場合はB、C、Dが参加できる等の規定はしておりますが、地域の守り手方式の指名競争入札につきましては、格付等級に関わらず選考している制度としております。」

○建設業協会意見

- ・会計法及び地方自治法において、発注者は競争に参加できる資格を定めることとされており、これに基づき発注者は事業者の規模等に応じて事業者をランク分けし、その名簿を作成しているものと当協会は理解している。

格付等級と入札参加可能範囲										
一般土木工事					地域の担い手	舗装工事				地域の担い手
格付	1億円以上	3千万円以上 1億円未満	1千万円以上 3千万円未満	1千万円未満	250万円以上 3千万円未満	格付	2千万円以上	5百万円以上 2千万円未満	5百万円未満	250万円以上 3千万円未満
A	○	○	○	※	○	A	○	○	○	○
B		○	○	○	○	B		○	○	○
C			○	○	○	C			○	○
D				○	○					
建築工事					地域の担い手					
格付	5千万円以上	1千万円以上 5千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	250万円以上 3千万円未満					
A	○	○	○	○	○					
B		○	○	○	○					
C			○	○	○					
D				○	○					

- ・格付等級は公共工事の入札制度の基本であり、参加可能範囲の設計金額を規定することで品質確保を担保する重要な意味がある。どの入札方式においても格付等級と設計金額の関係は、品質確保の観点から同じ考えでなければならぬと考えるが、地域の担い手育成型についてなぜ全ての格付等級を対象としたのか、その理由を委員会と事務局の見解を伺いたい。
- ・平成18年度以前は指名競争入札が基本であったため格付等級と設計金額は厳正に運用されていたが、地域の守り手育成型の指名基準（資格要件）で、入札参加可能範囲の格付等級を設計金額に関係なく全ての格付等級を対象としたことで総合評価と矛盾が生じた。
- ・この制度設計は令和2年3月5日第76回委員会での入札監理課長の「点数が低い業者でもこの工事を十分に行えるというお墨付きがあつて名簿に載っている」との認識と、地元企

業の受注機会の均等化（受注機会の配慮）という考え方によるもので、格付等級の本来の目的から逸脱しており、検証結果を待つことなく速やかに見直すべきである。

- ・この案件の問題点については、事例で別途説明するが、総合評価方式と地域の守り手育成型方式との格付等級の矛盾について委員会及び事務局の見解を伺いたい。

(3)調査審議されなかった抽出案件の問題点

- ・当該案件は令和3年7月13日第81回委員会での抽出案件で、予定価格24,704千円の舗装工事である。地域の守り手育成型で入札に付したため格付等級A、B、C全てのランクを対象として9者を超える14者を指名している。受注したのは県の地域貢献の実績がない完工高が3,557千円のCランクの企業で契約額は22,671千円である。当該案件は完工高から判断して公共工事の入札においては通常はあり得ない契約である。
- ・この案件が仮に総合評価方式であれば参加可能な格付等級はAランクのみとなりCランクの当該企業は入札にすら参加できない。入札結果を見る限り、発注者がB、Cランクの業者を入札に参加させるため、恣意的に地域密着型ではなく指名競争入札によってCランクの業者を含めた12者を超える14者を選定し入札に参加させ、受注させたのではないかとの疑念を持たれかねず、十分な調査審議が必要であったと考える。
- ・しかし、委員会では、委員の質問「指名した条件に合致しているというお話なのですけれども、この落札業者の技術者数とか手持ち工事量を教えてください。」に対して、発注者が「その資料は準備してございませんでした。」と答弁したため結果的に審議が行われなかった。
- ・発注者は透明性の観点から、技術者数と手持ち工事量をどのように把握し、どう評価して指名業者を決定したのか明らかにできなければならない。これによって辞退の削減につながる。
- ・発注者は抽出案件であるにもかかわらず、調査審議に必要な指名業者選定の根拠である資料を準備し委員会に臨んでおらず（委員会軽視）、委員長も発注者に対して資料の提出や別途説明を求めなかったため、結果的に委員会として調査審議の機会を逸してしまった。委員会に

は抽出案件について十分調査審議していただきたい。

- ・当該案件が運用基準に基づいた結果であるとはいえ、公共工事の入札に対して厳しい目が向けられている中で、委員会と事務局はこの案件をどのように認識しているのか伺いたい。
- ・福島県入札制度等監視委員会運営規程第4条に「事務局が準備した資料その他委員会が指示する資料により事務局から説明を受け、調査審議を行うものとする。」とあるように、委員会は事務局が用意した資料だけでなく、指名の適切性が判断できる資料（例えば、技術者数と手持ち工事量、企業の格付ランク、完工高、元請比率、施工実績等）を求めなければ十分な調査審議はできないと考える。
- ・当該案件については試行要領が正しいとの前提で捉えると問題を見失ってしまう恐れがあるため、委員会には先入観を持たずに入札制度全体を捉えて、委員会規則並びに委員会運営規程に基づいて受発注者双方の視点から注意深く調査審議していただきたい。

(4)有資格者業者名簿の格付等級の線引き（ランク）について

- ・令和2年12月1日第78回委員会での入札監理課長の発言「有資格者業者名簿の格付等級の線引き（ランク）については非常にナイーブなところもあります。基本方針の内容に沿っていけば、いろいろなところから要望等がない限り現状でいくべきとことかなと思っております。」の基本方針とは何かを入札監理課長に伺いたい。
- ・格付等級は公共工事への入札参加可能範囲の設計金額を規定する重要な意味を持っている。
- ・格付等級を区分する評価点数は絶対的な基準値ではなく目安となる相対的な基準値であり、発注者自らが健全な建設業の振興と適切な公共調達等の観点から、有資格業者名簿の作成時に格付等級別の企業数について適切に判断し決定すべきことであり、他機関や団体等からの要望によって見直しをする性格のものではないと考える。格付等級の直しを業界から県に要望したことは一度もない。
- ・平成23・24年度以降10年間の有資格業者名簿の一般土木で見ると、全体企業数にほとん

ど変化がない中でDランクとBランクの企業が減少し、CランクとAランクの企業が大幅に増加している。(図-4)

- ・企業によってはBランクからAランクになったことで、総合評価方式では大きな仕事が受注できなくなっただけでなく、1,000万円未満の小規模工事の入札に参加できなくなったなどの問題が生じている。
- ・舗装においても全体企業数が変わらない中で、Cランクが大幅に減少しBランクが大幅に増加している。(図-4)
- ・建築についてはDランクが減少しB、Cランクが増加しているが、一般土木と舗装のように大きな変化は見られない。(図-4)
- ・格付等級が同じAランクでも完工高、施工能力、技術力、技術者数、施工体制、受注状況、経営状況等には大きな差がある。対象工事がAランクだからAランクなら誰でもいいというものではなく、入札制度においては品質確保の観点から、発注規模、工事の内容・難易度等に応じて、有資格者名簿の客観点、工事实績、配置技術者、施工能力、技術力等が適正に判断されなければならないと考えるが、格付等級の見直しについて委員会と事務局と伺いたい。

(5)辞退者が多いことについての建設業協会の認識について

○委員長発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・せっかく指名競争入札を導入しても、応札者が少なかったら導入した意味がなくなってしまうことになる。一般論として入札参加者が少なければ、落札率が上がるということになりがちです。当然、競争性を保つことの理由としては、公平・公正性だけでなく、競争が起こることにより、落札率がある程度下がらなければならない。要するに2者、3者だけでなく広い所で争ってもらいなるべく安くしてもらいたいということです。
- ・指名競争入札を導入しましたが、今の状況は指名競争をやらなくともそれほど変わらないのではないかとのことです。少なくとも1,2年くらいのスパンで検証しないと傾向をつか

みにくいのかなと思っています。

せっかく指名競争入札を導入したのですから、指名された業者は指名されたことに対して意気を感じて仕事をしてほしいという気持ちがあります。

- ・指名競争入札は県が積極的に導入した訳ではなく、業界団体からの強い要望があって導入したので、このような状況が長く続いたら制度自体止めようということになりかねない。

○土木部次長発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・まず、災害復旧工事の影響が一番大きいと思います。災害復旧が進捗して減少してくれば、応札状況は今より良くなると思います。それから傾向としては、小さい金額の工事について不調の傾向が高まっており、それが応札数の減少にもつながっていると思われる。

○入札監理課長発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・団体等から要望があってこの地域の守り手育成型方式を作ったにもかかわらず辞退が多いということで非常に問題があると思っております。（中略）379者にアンケートを実施し、約60%である222者から回答がありました。辞退理由として一番多かったのは配置する技術者が確保できないという回答が130者ほどからありました。その他多かったのは手持ち工事量が多く履行できないと判断したという回答でした。次に受注したい工事があって配置技術者を確保できないというのも67者から回答を得ております。

○委員長発言（令和3年7月13日第81回委員会議事録）

- ・東日本大震災があって、一昨年のような水害があって、最近そういった災害が多くて災害の復旧工事で業者は忙しいという大前提があった上で、指名だろうが指名でなかろうが、おいしい工事でなければ入札しないわけで、特にこの制度は3,000万円未満ですからそんなに大きな利益を見込めるような工事ではないですよ。ですから多分こういうことが起こっているのだろうというふうに受け取ったのですけれども、逆に言えば、3,000万円未満でなくて、もっと金額を上げれば皆辞退しないで入札してくれるということなのかもしれない。この制

度の趣旨自体が錯綜しているところがあって、一つは指名競争を復活させたいという業界の考え方がありますよね。もう一つは、それをどのような理屈を立てて県の入札制度に組み込めるかということを経側で考えた時に、災害も多いし、地域密着の中小零細の業者を保護、育成しなければならない。こういうものをドッキングさせたわけですね。だから、地元密着なので大きな工事にはなりにくいと思うので、そんなには儲からない小さな工事が対象になってしまったと。多分本当は業界はもっと大きな金額の工事についても指名でやって欲しいということがあるんでしょう。ただ、そのことを即座に受け入れることはなかなか難しいので、県としての考え方と結びついた時にこういった制度ができたと私は理解しています。いずれにしても指名競争入札をすることとは一般競争入札ではなかなか仕事が取れないような業者さんも含めて地元の業者に頑張ってもらいましょうということにも関わらず、皆辞退しているというのがそもそも制度の趣旨に合わないようなことが現実起こっている。もちろんフル参戦してくれる工事もあるのですが、そうでない工事も結構あるということだと思います。なので、すぐにどうこうということではないのですけれども、実質一年たっていないので、少なくともフルで一年の実績を踏まえた上で、11月に業界の人にヒアリングをしますけれども、その時にせっかく導入したのでどういことですかと聞いてみたいと思うのです。彼らの意見も伺いながら地域の守り手の指名競争入札の方式について今後とも検討しなければならぬと思っております。

○建設業協会意見

- ・東日本大震災以降、数次の豪雨災害工事に追われる中で指名競争入札方式が試行導入されたため、導入時期、及び発注工事量と12者以上の指名数確保とのミスマッチによる辞退は否定できない。
- ・当協会は災害復旧の早期完成を最優先として、緊急を要する工事については作業条件や採算性等が厳しい工事であっても会員一丸となって取り組んでおり、「おいしい仕事でなければ

応札しない」との委員長発言には違和感がある。

- ・企業が指名されたことを意気を感じることは言うまでもないことである。入札に参加するかどうかの判断は、復興関連工事や災害復旧等工事など発注件数が多い現状において、総合評価と指名競争の入札方式に関係なく、指名を受けた工事も含めた工事発注予定情報から、地域性、工事内容、発注規模、現場条件、施工性、採算性、工期、限られた技術者の有効活用等を総合的に考えて対応している。
- ・技術者がいないとの理由に関しては、技術者数が限られている中で、配置予定の技術者が前工事の工期延長によって拘束され当該工事に配置できないことや同時期での発注件数の集中などが考えられる。
- ・一方で、発注者は指名選考の理由で「工事等有資格者名簿の総合点、及び同種・類似工事の実績、技術者数に対する手持ち工事量を総合的に勘案して選考した。」としており、指名選定の段階で手持ち工事と技術者数に問題があると判断できれば、入札監理課長の発言（令和 2 年 3 月 5 日第 76 回委員会）「仮に集まらなければ元々のベースの地域密着型で行うというスタンスでございます。」のとおり地域密着型で発注するとされており、地方審査委員会においても辞退が多い点を踏まえ審査されているものとする。
- ・少なくとも平成 19 年度の入札制度改革以前の指名競争入札では、発注者は企業の受注状況、技術者、工事成績、地元での評判等を常に把握しながら指名しており、労災事故等の理由で自主的に辞退を申し出ること以外、辞退はほとんど無かったと認識している。
- ・指名競争入札で辞退が多いといっても入札不調発生状況は地域密着型入札と変わらない。仮に地域密着型の場合には応札者は通常の 2～3 者か、応札者なしで不調も考えられる。
- ・委員会は辞退が多くなると競争性が損なわれるとの認識のようだが、当協会が入札参加候補者選定で所定の指名数を確保した時点で競争性は確保されていると考えており、結果として 2～3 者による入札となったとしても電子入札であり、総合評価の参加者数と比較しても競

争性、手続きに問題はないと考えている。

- ・ 委員会は辞退する業者に辞退理由を求めるだけでなく、発注者に対しても手持ち工事量と技術者数の確認や地方審査委員会での審議状況について調査審議していただきたい。
- ・ 辞退の状況について十分調査審議をしていない段階で、業界が要望した指名競争入札だから辞退が多いのが全て業界に非があるかのような委員長と入札監理課長の発言は中立性を欠き、今後の調査審議に先入観を与えかねず、これまで本県の復興、復旧工事に懸命に尽力してきた業界が一丸となってイメージアップに取り組んでいる中、県民に悪い印象を与えない発言ではないかと受け止めている。

(6)落札率について

○委員長発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・ せっかく指名競争入札を導入しても、応札者が少なかったら導入した意味がなくなってしまうことになる。一般論として入札参加者が少なければ、落札率が上がるということになりがちです。当然、競争性を保つこと理由としては、公平・公正性だけでなく、競争が起こることにより、落札率がある程度下がらなければならない。要するに2者、3者だけでなく広い所で争ってもらいなるべく安くしてもらいたいということです。

○入札監理課長発言（令和3年2月2日第79回委員会）

- ・ 問題となってくるのが競争性という部分で、何者が妥当なのか、少なければ少ないほど業者にとってはいいのかと思いますが、やはり皆様の税金を使って、できるだけ安く、そして良いものをということ考えると、競争性が大事になってくるということで何者が妥当なのかというところで、ある程度競争性が保たれる数ということで9者以上と設定しています。

○建設業協会意見

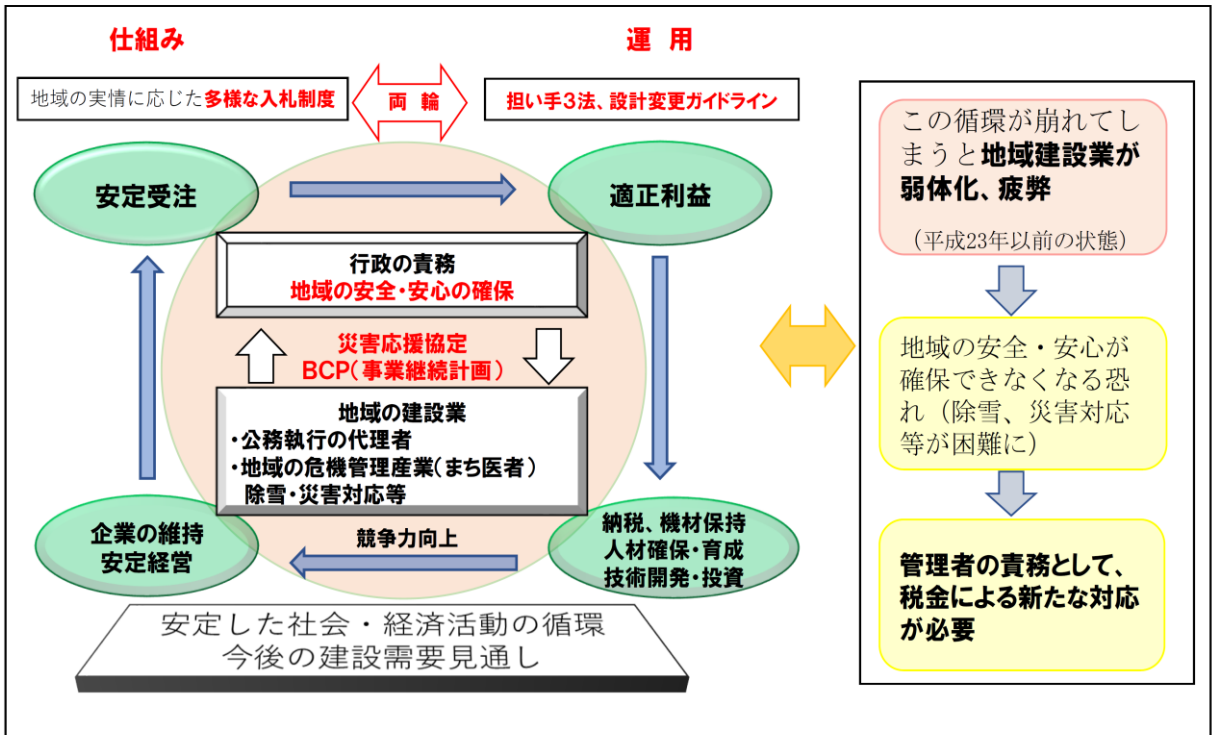
- ・ 落札率は工種、難易度、発注件数等によって異なり、舗装工事や難易度の低い工事のほか、一般的に発注件数が少ない場合に落札率が低くなる傾向がある。

- ・競争入札による公共調達については、当協会としても納税者の視点から「良いものを安くつくる」という考え方の下で、単に安ければいいという発想ではなく、品質確保を最優先として過大設計や品質不良、手抜き工事など無駄遣いがあるとは思っていないと考えている。
- ・建設工事による公共調達は、それぞれの完成品が現場条件、仕様、設計、施工方法等が全て異なる現地での単品生産であり、仕様や性能が決まっている鉛筆、パソコン、自動車などの物品調達のようにその性能に応じた価格の比較であれば意味はあるが、建設工事においてそれぞれの完成品の工事価格が高い安いとを比較することに意味はない。
- ・公共物は圧倒的に寿命が長いことが特徴であり、完成時のコストだけではなく将来の維持管理を含めた長期のランニングコストを如何に削減できるかが重要なポイントとなる。したがって、公共調達については品確法で定めるとおりライフサイクルコストも考慮した耐久性を始めとする品質確保が極めて重要であり、競争入札だから初期費用が安ければよいという考えではなく、品質に優れた公共調達にはそれに見合ったコストがかかるということを理解する必要がある。
- ・完成品は竣功検査で一定の基準を満たしていれば発注者に引き取られるが、その時点で耐久性までは判断できないため、入札制度の大前提として品質確保の観点から入札参加者に実績と信用を求める理由がここにある訳で、格付等級や実績と信用等を考慮しない入札制度の運用は改善する必要がある。
- ・落札価格は最低制限価格（又は失格基準価格）を上回り予定価格を下回っていれば契約上問題はなく、品確法では価格だけでなく価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を基本理念として適正利潤が確保できるような予定価格を設定することを発注者の責務としている。
- ・総務省と国土交通省との連名で公共工事の歩切りやダンピング防止、手抜き工事の防止、不良不適格業者の排除、適正価格での契約など品確法を遵守するようとの通達がある。
- ・議事録によれば委員長も入札監理課長も税金だから安い方がいいという考え方で、できるだ

け指名者数を多くし競争性を高め、落札率を下げるのが望ましいとの意見のようであるが、
価格だけに着目して安ければいいという考え方ではなく、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を明確にした品確法の主旨を十分尊重する必要がある。

- ・落札率が下がることだけに着目すれば、仕事量が少なくなればなるほど受注競争が激しくな
って最低制限価格に近い価格での落札となるように、指名業者数よりも仕事量による影響の
方がはるかに大きいことはこれまでの入札結果から明らかである。
- ・地域の企業は地域の雇用確保は、業界が抱える担い手の確保・育成、週休二日制等の働き方
改革、生産性向上など山積する課題に対応し、各種納税等を通して地域に貢献しながらエッ
センシャルワーカーとして地域をしっかりと守っていくという強い使命感を持って取り組ん
でいる。
- ・したがって、単に落札率だけに着目して高いとか低いとかという入札行為の一面だけで捉え
るのではなく、地域建設業の社会的役割、地域貢献、地域経済への波及効果、適正利潤の確
保等の品確法の主旨などを踏まえ、様々な観点から調査審議していただきたい。

危機管理産業としての地域建設業と入札制度



入札制度における会計法と担い手3法

